

(一社) やまぐち RE100 会員規定

(総則)

第1条 一般社団法人やまぐち RE100 (以下「当団体」という。)の会員に関する事項は当団体定款第2章に定めるもののほか、本規則において定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 当団体は、当団体定款第7条第1号から第2号に定めるとおり、正会員、賛助会員、を置く。正会員には団体会員と個人会員がある。

(入会資格)

第3条 会員の入会資格は、次のとおりとする。

(1) 当団体の目的に賛同するものであって、正会員は山口県内に住所または拠点を持つもの。賛助会員については住所は問わない

(2) 当団体の定款その他当団体が定める規則に同意するもの

(3) 過去に当団体より除名されたことがないもの。ただし、除名の事由が治癒された場合には、再入会を認めることがある

(4) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む)暴力団準構成員、暴力団関係企業及び社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力」という。)でないもの

(5) 次項に掲げる保証事項に同意するもの

2 会員は、当団体に対し、会員期間中、次に掲げる事項を保証するものとする。

(1) 直接又は間接を問わず、反社会的勢力に与しないこと

(2) 当団体の名誉若しくは信用を害し、又は活動及び目的を妨害する行為を行わないこと

(3) その他前各号に準ずる行為を行わないこと

3 会員が、入会資格を偽り、又は本条に違反することが判明した場合には、当団体定款第11条第2号に基づき、その会員資格を喪失する。

(入会手続)

第4条 当団体の正会員及び賛助会員となろうとするもの(以下「入会申込者」という。)は、当団体定款第8条に基づき、別に定める入会申込書に必要事項を記入した上、当団体の事務局宛に提出するものとする。尚、ペーパーレス推進のため、WEB上の会員登録フォームから申し込むことを強く推奨する。

2 代表理事は、第1項の入会申込書の提出があった場合には、入会申込者の当団体

への入会の可否を審査する。

- 3 理事会は、前項の審査の結果に異議がある場合には、当該審査結果にかかわらずその決議によって、当該入会申込者の入会を認め、又はこれを取り消すことができる。ただし、当該決議は、前項の審査がなされた日から3か月以内に行わなければならない。
- 4 第2項の審査又は前項の決議により入会が承認されたときは、代表理事は、当該入会申込者に対し、速やかにその旨を通知する。入会が承認されなかった場合も、同様とする。

(会員資格の発生日)

第5条 会員の資格は、第4条の入会手続きの承認をもって、「入会承認日」とする。

- 2 前条第3号の定めにより入会が取り消されたものは、入会承認日に遡って会員資格を喪失し、既に納入済みの会費は返還する。

(会費)

第6条 第2条に定める会員の会費等については、正会員の内、団体会員が年間3,000円、個人会員が年間1,000円とする。

2 年会費の納入は一括年払いとし、毎年、6月30日までに、当年度分を、当団体が指定する口座に振り込む方法により納入するものとする。ただし、振込手数料等は各会員の負担とする。

3 入会承認日から起算して、同年度の5月31日まで、入会初年度の年会費の納入については、不要とする。

4 再入会した正会員については、初年度から会費の納入を必要とし、入会承認日から1か月以内に年会費を納入する。

5 振込による会費の納入に対しては振込明細書を領収書の代わりとし、原則領収書は発行しない。

(会員名簿)

第7条 当団体は、会員区分毎に会員名簿を作成し、これを管理する。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、事務局宛に速やかに届

け出るものとする。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、当団体に対し、次の義務を負う。

- (1) 会費を所定の期日までに納入すること
- (2) 当団体の定款その他当団体が定める規則を遵守すること
- (3) 当団体が秘密として指定した情報を知覚した場合、それを公開又は漏洩しないこと
- (4) 毎年5月末までに過去1年間のエネルギー使用量の報告を行うこと

(正会員の賛助会員への移行)

第9条 正会員は、該当会員の意思によって、事務局に申し出ることによっていつでも賛助会員に移行できるが、その年度に支払った会費は返還されない。

2 前条第1号の定めによる会費の納入が、2年間以上滞納した場合は、自動的に賛助会員に移行する。この場合、事務局は該当会員にその旨を書面または電磁的記録によって通告する。通告後、速やかに会費の納入があった場合は、理事会で対応を協議する。

3 前条第4号の定めによる報告が、2年以上無い場合は、自動的に賛助会員に移行する。この場合、事務局は該当会員にその旨を書面または電磁的記録によって通告する。通告後、速やかに報告があった場合は、理事会で対応を協議する。

(会員資格の特例)

第10条 以下に該当する会員は、団体会員であっても、代表者は個人会員の資格も有する。
ただし、個人会員としての会費は発生しない。

- (1) 代表理事、理事、監事
- (2) 設立時社員

(補則)

第11条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。会費の金額や会員種別による義務権利の違いは、本団体のホームページにて公開するものとする。

付 則

本規則は、当団体の設立の日から施行する。

2024年7月29日改定